



環評審第20号
平成25年7月10日

沖縄県知事
仲井眞 弘多 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦 治



恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成25年4月19日付け沖縄県諮問環第2号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価準備書に対する答申

本事業は、恩納通信所跡地を利用し、リゾートホテルを中核としたまちづくりを目的としているが、本事業実施区域の周辺は沖縄海岸国定公園に指定されており、本事業実施区域の海岸部には多くの貴重な植物種や植物群落が存在し、隣接する沿岸域は「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]（平成10年3月、沖縄県）」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域（ランクⅠ）」と評価されている。また、本事業実施区域の南側にある屋嘉田潟原は「日本の重要湿地500（平成14年2月、環境省）」に選定されており、貝類をはじめ多くの貴重種が生息・生育しているほか、ヒトエグサやモズクの養殖が行われる等、自然環境が豊かな場所である。

本事業は、このような自然豊かな地域に囲まれた場所で実施される事業であり、事業の実施に伴う周辺の生活環境及び自然環境への影響については、特に十分な配慮が必要である。

一方、事業の実施に伴う汚水処理水を既設水路を通じて干潟が存在する海域へ排出する計画となっており、干潟への影響が懸念される。また、本事業実施区域内の里道は、事業実施区域西側及び北側の海岸等へのアクセスルートとして地域住民等により利用されており、今後もこれまでと同じようなアクセスの形態が確保されるか懸念される。周辺の生活環境及び自然環境への影響を懸念する一部住民からは、本事業に反対する動きもみられることから、本事業の実施においては、地域住民に十分な説明を行うことが重要である。

以上のことを踏まえ、下記の事項に基づき環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の内容を修正した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成させるとともに、本事業の実施に伴う環境への影響を事業者として可能な限り回避、低減させ、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の対策を講じさせること。

記

【事業計画等】

1 総体的事項

本事業実施区域の周辺は、沖縄海岸国定公園に指定されていると同時に、隣接する沿岸域が、「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域（ランクⅠ）」と評価されている。さらに、本事業実施区域の南側にある屋嘉田潟原は環境省により「日本の重要湿地500」に選定されており、自然環境が豊かな地域である。

このようなことから、周辺の自然環境の価値を踏まえた上で、事業の実施による自然環境の改変を可能な限り回避させ、又は低減させるよう事業計画（施設の配置計画及び施設規模等）について再度検討させるとともに、造成の範囲や方法等の造成計画についても再度検討させること。

また、その検討内容を評価書に記載させること。

2 対象事業の規模及び内容に関する事項について

(1) 土地利用計画について

- ア 本事業実施区域は、沖縄海岸国定公園に隣接しており、自然海岸の植生の連続性・一体性の観点から、本事業実施区域のアダン群落等海岸植生の保全を図る必要がある。ついては、アダン群落等の改変を回避させ、その陸域側で事業を行うような計画とさせるとともに、海岸植生が記載された現存植生図に、施設の配置や法面等を記載させ、海岸植生と改変区域との関係が把握できるようにさせること。
- イ 現在、本事業実施区域内には里道が存在し、本事業実施区域西側及び北側の海岸並びに本事業実施区域内の墓群等へのアクセスルートとして利用されていることから、事業の実施に当たっては、里道の管理者と調整の上、当該箇所へのアクセスルートを確保する計画とさせ、そのルートを土地利用計画図の中で示させること。特に、海岸へのアクセスについては、「海浜を自由にするための条例」（平成2年、沖縄県）において、海岸及びその周辺地域で事業を営む者への責務が規定されているので、適切に対応させること。
- ウ 準備書においては、本事業実施区域の海岸に近い箇所まで「緑地（人工）」としているが、土地利用計画を再度確認させ、「緑地（人工）」と「残存緑地」との区別を明確にさせること。
- エ 墓地については、改変せず残存させる計画となっていることから、その保全計画について、詳細に記載させること。

(2) 施設計画について

- 施設計画については、以下の点も踏まえて、各施設ごとに施設の概要を示させること。
- ア ホテル及びホテルヴィラについては、利用者数の変動によって、浄化槽からの排水量や廃棄物発生量が増加することから、日最大利用客数だけではなく、予想される年間利用客数及び月別利用客数並びに稼働率についても示させること。
 - イ 分譲を予定している施設については、分譲の方法についても示させること。

(3) 水道計画について

- ア 給水計画については、各施設の使用水量の算定根拠を示させること。
- イ 給排水全体の水収支については、給水量（上水と中水）と処理水量（中水利用量と排水量）の整合が取れていないことから、再度確認させ、整合を図らせること。

(4) 汚水処理計画について

- ア 汚水処理水の処理方法について
 - (ア) レジデンスヴィラ、レジデンスタウンハウス及び店舗レジデンスにおける汚水処理水の処理方法については、各エリア毎に浄化槽を設置して集中処理する方法についても検討させること。
 - (イ) レジデンスヴィラ、レジデンスタウンハウス及び店舗レジデンスの浄化槽で処理された処理水の排水系統について、評価書で示させること。
- イ 汚水処理水の排水先について
汚水処理水の排水先については、ナカンズ水路に排水する案と、ナカンズ水路へ

の排水量を減らし外海への排水量を増やす案の2案を検討し、ナカンズ水路に排水する案を選定しているが、水路の排出先となる前面海域には干潟が存在し、貝類をはじめ、多くの貴重種が存在することから、ナカンズ水路に排水した場合、海域生態系への影響が懸念される。このようなことから、汚水処理水の排水方法については、以下の点を踏まえて再度検討させること。

なお、検討した結果、排水計画を変更する場合は、当該変更に係る部分について、環境影響評価を実施させること。

(7) 外海へ排水する案における汚水処理水の集水方法、排水経路及び外海への排水方法を明らかにさせること。

(4) 外海への排水方法については、岸から直接排水する方法を想定しているが、より沖合に排水する方法についても検討させること。

(9) 各案において、想定される環境影響について比較・整理させること。

(5) 緑化計画について

ア 海岸側のアダン群落については、上記2(1)ア及び下記3(2)を踏まえた上で、アダン群落の防風及び防潮の機能を確保するため、海岸側のアダン群落に隣接する本事業実施区域内にアダンを植栽することを検討させること。その植栽の幅については、専門家等の意見を踏まえて検討させること。

イ 開発区域内のアダン群落の保全について、「管理上必要な枯木、枯枝、枯葉等の除去を行う他は保存する」としているが、その内容について明示させるとともに、当該措置を講じるに当たっては、専門家等の意見を踏まえて実施させること。

ウ 植栽を行う樹種については、植栽区域別に植栽種が記載されているが、在来種であるかを再度確認させること。

3 対象事業に係る工事計画について

(1) 工事工程について

準備書においては、工事開始時期を平成26年4月と想定して予測・評価を行っているが、工事開始時期が変わると、予測時期の風向・風速及び降水量等の条件が変化することが考えられることから、今後、環境影響評価の手の過程において、工事開始時期を変更する場合には、予測条件の変更の有無を確認させ、必要に応じて、再度、予測・評価を行わせること。

(2) 造成計画について

当該事業実施区域は、沖縄海岸国定公園に隣接しており、自然海岸の植生の連続性・一体性の観点から、当該事業実施区域のアダン群落等海岸植生の保全を図る必要がある。造成計画の検討に当たっては、アダン群落等の改変を回避させ、その陸域側で造成を行うような計画とさせること。

(3) 赤土等流出防止計画について

ア 用いる凝集剤の具体的な種類と当該凝集剤の環境負荷の程度を記載させること。

イ 台風等による異常降雨時においても濁水の濃度をできる限り低減する対策を検討させること。

【環境影響評価の手法等に係る全体的事項】

4 環境保全措置について

移植等の代償措置については、まず、環境影響の回避及び低減措置を検討させ、その上で回避・低減が困難な影響に対して代償措置を検討させること。

5 事後調査について

事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針を示していることから、環境影響が著しい場合とはどのような場合かを項目別に明らかにさせること。

【個別項目】

6 騒音

騒音に係る環境保全措置について、必要に応じて防音壁を設置するとしていることから、環境保全措置の実施が必要となる基準を明らかにさせること。

7 水の濁り

琉球石灰岩層の区域で発生する濁水については、浸透型ろ過・沈殿方式で浸透処理する計画としているが、地下水への影響やその後の海域への影響を予測・評価させた上で、必要に応じて、事後調査を実施させること。

8 水の汚れ

施設等の存在及び供用における海域の水質状況の変化について、塩分濃度の変化に対する評価がなされていないことから、評価を行わせ、その結果を示させること。

9 水象

地下水・湧水の状況の調査結果について、確認された井戸及び湧水は集水域に対象事業実施区域を含まないとしているが、事業実施区域周辺には琉球石灰岩が広く分布していることから、琉球石灰岩の基盤となっている地層の傾きを把握させた上で、地下水の集水域について再度確認させること。

10 地形・地質

(1) 調査結果について

ア 地形・地質等の状況については、文献調査及び現地踏査の両方が行われているが、準備書に記載されている「地形分類図」及び「表層地質図」については、どちらの調査結果であるか明示させること。

また、文献調査と現地踏査の結果を分けて記載させること。

併せて、調査結果の整理に当たっては、干潟の範囲を明示させること。

イ 「海成段丘」については、準備書第3章の地域の概況で重要な地形とされているが、調査結果では記載されていないので、再度確認し、記載させること。

ウ 深淺測量の結果の整理に当たっては、海底地形が把握しやすいように、縦断面図を作成させること。

(2) 予測・評価について

重要な地形・地質等の改変による事業実施区域の北側にある湧水への影響について、「周辺地形の状況から集水域は北東部の丘陵地と考えられ対象事業実施区域を含まない」としているが、上記9を踏まえた上で、必要に応じて、再度、予測・評価させること。

11 陸域生物（植物）

(1) 調査結果について

- ア 現存植生図（海岸拡大図）に、施設の配置や法面等を記載させること。
- イ 潜在自然植生図において、当該事業実施区域の大半を占めているオオバギ-アカギ群集については、当該地域の潜在自然植生に該当するか再検討させること。

(2) 重要な植物種について

重要な植物種のうち、平成24年8月28日に環境省から発表のあった第4次レッドリストで追加された種については補足調査を実施することとしていることから、評価書において予測・評価を行わせること。

また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて新たな環境保全措置を検討させること。

(3) 予測・評価について

当該事業実施区域の周辺が沖縄海岸国定公園に指定されていることから、海岸植生の群落に対する影響の予測・評価に当たっては、周辺の海岸植生との連続性・一体性の観点も踏まえて、再度、予測・評価を行わせること。

(4) 環境保全措置について

- ア 重要な植物種の移植について、移植対象種の移植方法や移植先が適地かどうか等の具体的な内容を示させること。
- イ 事業実施区域内において確認されている重要な植物種の移植については、移植計画書を工事開始までに作成することとしているが、現時点で予定している移植計画を評価書に記載させること。
- ウ 移植についての知見が不十分であるとしている種については、移植に当たり試験移植を実施することを検討させること。
また、その際は、周辺に生育している野生株の状況を踏まえた上で、条件の異なる複数の箇所を選定させ、より移植に適した環境条件を調べさせること。
- エ 対象事業実施区域周辺において確認された重要な植物種に関する事後調査の結果、著しい影響がある場合、移植を行うこととしていることから、影響が著しいと判断する基準を明らかにさせること。

12 陸域生物（動物）

(1) 重要な動物種について

重要な動物種のうち、平成24年8月28日に環境省から発表のあった第4次レッドリストで追加された種については補足調査を実施することとしていることから、評価書にお

いて予測・評価を行わせるとともに、汽水・淡水魚類については、平成25年2月1日に第4次レッドリストが公表されていることから、新しいカテゴリーに基づいて調査結果を整理させ、必要に応じて予測及び評価の結果を修正させること。

また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて新たな環境保全措置を検討させること。

(2) 環境保全措置について

重要な動物種の移動について、移動対象種の移動方法や移動先が適地かどうか等の具体的な内容を示させること。

13 人と自然との触れ合い活動の場

(1) 調査結果について

浜下り調査について、当日の天候及び干潮時間を示させること。

(2) 予測・評価について

「自然海岸（北側）」については、国道58号から万座毛に至る村道を経由するルートその他、国道58号から自然海岸（西側）に至る村道及び事業実施区域内の里道を経由するルートがあることから、アクセス特性の変化については、現在の里道の利用状況及び工事による里道の改変の有無を踏まえた上で、再度、予測・評価させること。

14 歴史的・文化的環境

事業実施区域内については、これまで文化財調査が行われていないことから、今後、事業の実施前に恩納村教育委員会により試掘調査が行われる。その際、文化財が確認された場合には、事業の実施による影響を予測・評価させるとともに、関係機関と協議して適切な環境保全措置を講じさせること。

15 廃棄物等

最終処分場の状況については、許可容量、許可面積だけではなく、残余容量についても把握させた上で、本事業において最終的に処分される量を十分に受け入れることが可能であることを示させること。

【その他】

16 評価書の作成について

(1) 評価書の作成に当たっては、記載内容が適切な資料を用いて正確にわかりやすくなるよう作成させるとともに、資料編との関係がわかるように記述させること。

(2) 動植物及び生態系に係る調査結果について、学名、分布及び生態学的特徴等については、再度精査させ、正確に記載させること。